

報告第4号

専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 18 号

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例

桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 28 年桐生市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「同日の翌日以後 2 年」を「同日の翌日以後 3 年」に、「第 10 条第 7 項第 6 号」を「第 10 条第 8 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」を「第 42 条の 4 第 19 項第 7 号」に、「同法第 68 条の 9 第 8 項第 6 号に規定する中小連結法人」を「法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 66 条第 6 項に規定する中小通算法人」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度以後の固定資産税について適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条の規定は、施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行の前日に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 改正前の第 2 条に規定する中小連結法人については、改正後の第 2 条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

報 告 説 明

報告第 4 号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

令和 4 年 3 月 31 日付けをもって地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、省令の一部改正に伴う固定資産税の課税の特例の適用期間の 2 年間延長と、整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限の 1 年の延長です。